



奥様が出産される社員さんはいらっしゃいませんか？

男性社員が5日連続 育児休業を取ると

(※出産後8週間以内)

※「生産性要件」を満たす場合はさらに**15万円増額!!**

助成金が
57万円

※2件目以降の育休取得 14.25万円

返済不要の助成金です。

男性社員が奥様の出産に伴い**会社の法定休日も含め**

5日連続(公休4日+1日でもOK!!最低1日の出勤日を含む連続5日間)
の育児休業を取得することで助成金が支給されます。



貴社が抱える「資金不足」と「人材不足」を公的制度で解決！

助成金の専門家が貴社にあった助成金の申請方法について、無料でアドバイスをいたします！

詳細やご相談は裏面へ

概要と申請のポイントを説明します！！

両立支援助成金 (男性の育児休業)

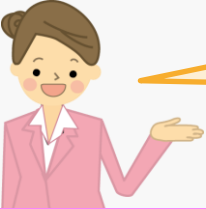
- I. 男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりの取り組み（育児休業制度を説明したり、リーフレットを社内に掲示したり）を行う。
- II. 14日以上（**中小企業は5日**以上）の育児休業を取得させる。
- III. 育児介護休業規程を整備する。
- IV. 一般事業主行動計画を策定、公表する。

上記の内容などを行った事業主に助成金を支給

男性も育児休業が取得できることを全社員が認識でき、育児休業取得者に対する理解が深まった！！



参考・引用「厚生労働省・両立支援等助成金」



ポイントは実施計画・プランの作成です！

やってみたいと思ったけれど、どうやって作ればいいのかと思った方はまずお問い合わせください。

無料相談のご予約はこちら

社会保険労務士法人
諏訪労務管理センター

☎ 0266-52-2444

(受付時間：平日 9:00~17:00)

長野県諏訪市高島3-1201-90